

秘密指定解除

情報公開室

9.5. 大臣勉強会

極秘  
50部内  
47号

韓国に対する借款供与の件

昭和37年8月16日

経済協力局経済協力課

- 1. 日韓交渉を推進する上に必要な場合には、次の方針により、韓国に対し直接借款を供与する。

金額

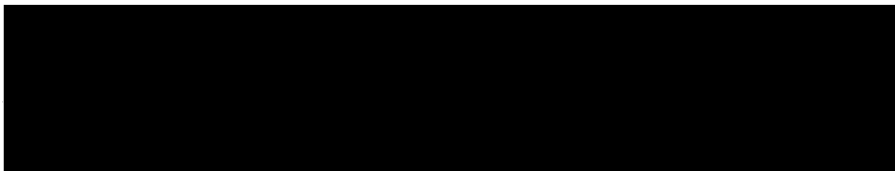


条件

償還期限 5年据置 / 5年返済 (計20年)  
 金利 平均 4.5% (但しは計15年)

(注 借款対象により、輸銀金融ベースに乗るものは、輸銀輸出金融金利の下限(8%)  
 4%と市中銀行の協調による金利上昇(20%)  
 を考慮して、一応5.5%とし、基金融資の対象となるものは、基金の単独融資を前提として3.5%とする)

- 2. 上記の如き条件を妥当と考えるのは、下記諸点(1)~(4)を比較勘考し、(5)の如き検討を加えた結果である。



### (1) 韓国の外貨ポジション

韓国の対外支払能力は、極めて低く、(1961年、輸出38.6百万ドルに対し、輸入および貿易外支払いは、345.7百万ドルに達しており、差額の大部分の218.3百万ドルは、米国の無償援助によつて埋められている)。しかもこの状況は、当面改善の見込みがない。従つて、かりに、年間50百万ドルづつ、3年間にわたり、頭金10%、10年均等償還、金利6%程度の信用供与を行つた場合にも第3年度において、頭金と元利返済の支払総額が年間20百万ドル以上に達し、同国の国際収支に重大な負担を与えることとなる。よつて、本件借款が、両国間の特殊な関係および従来<sup>の</sup>経緯より、真に韓国の経済再建に貢献しうる如き性質のものとなるためには、相当長期の据置期間を伴つた緩和された条件の借款、従つて民間の融資能力を越えた長期の政府間直接借款でなければならぬ。

## (2) 各国の対韓援助条件

### (1) 西独

- (A) 客年12月供与した150百万マルクの借款は、75百万マルクのK.F.W.長期借款と、75百万マルクの政府保証付輸出信用枠に分れるが、いずれに(7年程度?)についても、条件については、未決定の趣きであり、プロジェクト毎に、ケース・バイ・ケースに決定される建前となつている。後者については、通常の商業ベースでの長期延払枠(5年以上7~8年程度か)と思われるが、前者は、インド、パキスタンの例(7年据置/3年返済、金利3%及び5.5%)あるいはタイの場合(客年11月1億マルクをコミット、内45百万マルクについて本年7月/8年返済、金利4.5%で取極成立)に照しても、相当長期のものとなることが予想される。

(B) これとは別に、蔚山計画をめぐり、西独民間業界が、韓国にオファーしている条件は、7～8年程度の延払いと伝えられる。

(米国 A I D 極東部長 Janow 情報)

(ロ) イタリア

(A) 同国民間業界は、最近漁船を対象に120百万ドルに上る延払い信用供与を行つたと伝えられるが、(AP電)条件は、7年返済、金利5.5%の由である。

(B) なお、客年11月、韓伊政府間で成立した合意覚書では、「イタリアの現行法令の枠内及び同国の経済上、及び財政上の可能性の範囲内」で経済協力を行うべく定めているに過ぎない。

(ハ) 米国

(A) 軍事援助の外に所謂 Defense Support として、経済援助が与えられているが

その大部分は見返資金造出のための無償供与である。

- (B) Defense Support の一部は、A I D の Development Fund によるプロジェクト・ベースの借款であるが、その条件は、I D A 並み（即ち据置10年40年返済、手数料 $\frac{3}{4}\%$ ）である。

(3) 西欧諸国の後進国に対する信用供与条件の趨勢

対インド、パキスタン債権国会議において、各国の援助条件は集約的に現われているが、(詳細別添リスト参照) I D A 及び米国の A I D の 10 年据置 40 年返済、 $\frac{3}{4}$  % 手数料を上限に、以下英国 (7 年据置 18 年返済 6.34 %) 西独 (7 年据置 13 年返済 3 % 及び 5.5 %) カナダ (15 ~ 20 年返済 6 %) と極めて長期であり、最低のフランスの場合にも船積後 10 年 5 % である。(日本の場合は繊維機械等契約より起算して 10 年であるので船積より起算すると 8.5 年ない至 9.5 年となる。但しフランスの場合には、旧仏領アフリカ諸国に対する膨大且つ、寛大な援助が一方にあることを考慮する必要がある。) 他方ソ連圏の長期借款は、期限こそ必ずしも長期ではないが (10 ~ 12 年程度が普通) 金利 2.5 % 程度であ

つて、しかも屢々ソフト・ローンである。

(4) わが国の従来の借款供与条件

(A) わが国の借款は、方式の上から見ればインド、パキスタン、ヴィエトナム、パラグアイに対して、直接借款を供与した外は、すべて延払信用、ない至信用枠の供与であるが、今形式の違いを問わず東南アジア、中近東・アフリカ、中南米の各地域において最も緩和された条件のものを挙げれば次のとおり。

(イ) 東南アジア

インド及びパキスタンに対する直接  
借款  $\begin{matrix} 8000万ドル \\ (1000万ドル \\ \text{延払枠}) \end{matrix}$   $\begin{matrix} 4000万ドル \\ (1000万ドル \\ \text{延払枠}) \end{matrix}$

5年据置 / 10年返済、金利6%

(ロ) 中近東・アフリカ

$5000万ドル$   
エジプトに対する長期信用枠の供与  
頭金15%、10年返済（据置なし）  
金利5.5%

（因みに基金の融資を受けることとな

つたヘジャーズ鉄道建設計画の場合も  
3年据置5年返済金利6%、又アラビ  
ア石油の生産施設に対する輸銀融資も  
2年据置3年返済、金利7%であるに  
過ぎない。) )

(イ) 中南米

- ペルーのタクナ多目的ダム建設に対  
する長期信用供与。

計画全体としてみれば一見据置  
なしの17年返済となるが、プラ  
ント(発電機器、灌漑用水門等)  
についてのみ見れば、据置なしの  
10年不均等償還、金利6.8%となる。

- ブラジルのウジミナス製鉄所建設に  
対する長期信用供与。

3年半据置11年半返済、金利6%

- パラグアイ船舶購入のための直接借  
款。

2年据置8年返済、金利世銀並み



(B) 従つて、わが国が従来供与した信用で最も緩和された条件は、インド、パキスタンに対する直接借款の5年据置/0年金利6%である。

[政府借款]

大抵 政府向公文  
実施面 借入面 → 新設 相手政府

Commodity and Investment

旧植民地 への 関念

(B) 旧植民地

J.S (伊南) < Colonial Development

国会の承認 などを要する (伊南)

支控公文

如上、法律に伴う予算とは基金に付はらぬ

予想 する

各箇の 互之 (決木)

通達者: 至濟 以外

大蔵省: 環境効果 (台、印)

### (5) 結語

上記(3)(4)の考察から、わが国の対外信用供与の条件が、西欧先進諸国のそれに比べて、なお、相当に厳しいことが明らかであるが、わが国の経済力からみて、一般的には、かかる開きの生ずるのは、当面やむを得ないものと考えられる。しかしながら、韓国の場合には、両国間の特殊な関係及び従来の経緯、並びに、上記(1)でみた如き、韓国の外貨ポジションの現状を考えれば、従来のわが国の援助条件より緩和され、できる限り、(3)でみた如き西欧諸国の援助条件に接近した(少なくとも、(2)で概観した独伊以上ないし同等に緩和された)条件の援助であることが必要と考える。しかしながら、他方において、わが国経済力の限度、制度上の一応の限界(輸銀輸出金融金利の下限4%、基金3.5%)を考慮すれば、従来の条件より、余りに乖離した条件での援

助も当然不可能である。よつて冒頭ノ程度の条件が、当面最も妥当な線と考えられ、韓国に対してもわが国が諸外国に出している借款より金利、返済期限共緩和された特殊の外交的考慮にもとづくものであることが立証し得よう。

なお基金は現在資本金104億円（但し、37年度予算に65億円追加計上済み）であるので、それを超えた借款を供与するためには予算により基金を増資する必要がある。

債権国会議の対印援助

(単位:百ドル)

内 訳	1961/62	1962/63	内増額分	2ヶ年計	援 助 条 件	
世銀・IDA	250	200	50	450	世銀30(5)年5.75% IDA50(10)年無利子	
米 国	545	435	-	980	50(10)年無利子	
そ の 他 債 権 国	西 独	225	139	0	364	20(7)年 3%
	英	182	84	16	266	25(7)年 6.25%
	日	50	55	25	105	95: 15(5)年 6% 10: 10年 6%
	加	28	33	5	61	36: 贈与 25: 15~20年 6%
	仏	15	45	30	60	10年 5%
	伊 ※	-	53	53	53	11年 6%
	オランダ ※	-	11	11	11	10~20年
	自 ※	-	10	10	10	10~12年
	オーストリア ※	-	5	5	5	10~12年 6.25%
	小 計	500	435	155	935	-
合 計	1295	1070	205	2365	-	

注 ※ 客年6月会議以降新規に参加

注 援助条件中( )内は据置期間

秘

秘密指定解除

情報公開室

わが国の行なった主な信用供与条件 (37.8.17 経済協力局政策課作成)

(1) 輸出入銀行関係

種別	根拠事項	内容	支払条件	金利
直接借款	インド 1次円借款	33.2.4. 日印共同声明	3年据置後7年(1部4年)半年賦	世銀並
	インド 2次円借款	36.8.18 日印共同声明	5年据置後10年	6%
	パキスタン 円借款	36.11.13. 日パ共同声明	5年据置後10年	6% 世銀並
	パラグアイ 船舶 円借款	34.7.22 交換公文	37.3.15迄据置44.9.15.まで半年賦	世銀並
	ヴェトナム 円借款	34.5.13 借款協定	3年据置後7年	"
賠償負担	インドネシア (ホテル)	30.10.16 交換公文	頭金なし、5年間半年賦	5.66%
	インドネシア (船舶)	"	頭金15%, 85%×7年半年賦	"
	インドネシア (ホテル2次)	37.4.6 交換公文	据置3年後、6年半年賦	"
	インドネシア (船舶2次)	"	頭金20%, 11回半年賦	"
	フィリピン マリキナダム	34.9.7 交換公文	3年据置後、7年平均半年賦	世銀並
	フィリピン テレコエネケジョン	"	"	"
	フィリピン カガヤン鉄道	〈テレコエネケジョンの振替分〉 35.1.6. 政府了承	5.8百万ドルを鉄道建設に使用	北側申出; 3年据置後7年、金利; 世銀並

	根拠事項	内容	支払条件	金利
大 口 業 件	アラジール ミナス製鉄(投資)	32.4.12 商試了解	20百万ドル(改訂28百万ドル) の出資払込	—
	アラジール ミナス製鉄(輸出)	"	ミナス製鉄に対する機械延払 輸出 約100百万ドル	6%
	アラジール ミナス内係 対BNDE融資	37.1.26. 商試了解	約175百万ドル限度で内国側株主の ミナス増資払込資金を貸付	"
	アラビア石油	32.6.11. "	アラビア石油開発事業計画 約157百万ドル	—
	北スマトラ石油	35.4.7. 協定	35.6より10年間に52,347千ドル 延払輸出	—
	アラスカパルプ	31.2.10. 商試了解	28年アラスカパルプ工場設立 35年完成 66百万ドル	—
	アラブ連合 (製糖機械輸送機等)	33.9.13 交換公文	30百万ドルの延払輸出	5.5~5.7%
	パキスタン (織維機械)	35.7. 延払輸出協定	20百万ドルの織維機械延払	世銀並
	パキスタン (肥料工場)	33.2.25. 輸出許可	肥料工場建設のため延払信用供与 27,511千ドル	5.25%
	インド 借(オ1次)	33.8. オ1次対印 債権国会議	10百万ドルの延払輸出	世銀並
インド AD HOC	34.3. オ2次対印 債権国会議	約18百万ドルの延払輸出	6%	
経 済 協 力 業 件				

経済協力案件	根拠事項	内容	支払条件	金利
ユーゴスラヴィア	34.4.13. 交換公文	10 百万ドルの延払輸出 15 百万ドルの増加	頭金 20%。その他は日本政府承認条件	5%
インド ルケラー	33.3.31 府議決定	ルケラー鉄鉱山開発のため 8 百万ドル信用供与	39.4.1. (買鉱開始時) より 5 年	6%
インド パイラテイラ	35.3. 府発協定書	パイラテイラ鉄鉱山開発のため 21 百万ドルの信用供与	41 年から 5 年向	6%
イラン	未	30 百万ドルの延払輸出	8~10 年	世銀並

(2) 海外経済協力基金関係

融資

社名	資金使途	承諾年月	承諾金額	期限	利率	償還方式
	アラブ連合共和国スエズ運河浚 築工事の着工準備資金	36/10	330 百万円 (既実行額 300 百万円)	3 年	年 6.5%	6.5 月据置爾後 2 年半に分割弁済
	ボビリア国カランガス銅鉱山探 鉱調査費	37/2	420 百万円 (既実行額 200 百万円)	5 年	年 6.5%	1 年据置爾後 4 年向に分割弁済
合計			750 百万円 (既実行額 500 百万円)			

出資

社名	資金使途	金額	払込実行日	株式数	額面金額	払込金額	備考
	インドネシア共和国北スマトラ 油田復旧開発のための協 力事業資金	400 百万円 (増資額 800 百万 の 50%)	36/10	800 千株	1株 500 円	1株 500 円	尚 37 年度には再増資 700 百万 円の中 350 百万円を第 2 次出資 の手定である。

わが国の行った賠償以外の無償供与案件 (37.8.17 賠償部調整課作成)

ラオス	根拠協定 (発効日)	供与総額	供与期間	供与方法	実施状況
	日・ラオス経済技術協力協定 (1959.1.23)	10億円	2年 (注)但し援助 期間内に援助 総額を費消し 切れなかったため 2年間の暫定延 長中	賠償と同じ	53,104,000円支払済 上の供与内容は調査役務を主とし ているがこの他グエンチャン 発電所 (2億4,000万円)を供与実施中で ある。さらにグエンチャン上水道(約 6億円)の供与も原則的には了解が 出来ている。
カンボディア	日・カオ経済技術協力協定 (1959.3.27)	15億円	3年 (注)ラオスと 同じく援助期 間を2年延長 中	賠償と同じ	782,429,587円支払済 供与内容はアノンペン上水道(4億 7,500万円)農牧医3センター関係 (1億1,500万円)等でありトンレ サップ橋梁(3億0,500万円)は供 与実施中である。
タイ	特別円向題に関する日 本國とタイとの向の協 定の或る規定に代わる 協定 (1962.5.9)	96億円	8年	最初7年間は毎年10億円 づつ、8年目に26億円の 現金支払、但し、日本の 生産物及び役務の調達に 充てる。	か1回支払完了。 調査は未だ行われていない。